

10 指導・支援に関する相談機関・関係機関

(1) 巡回相談

※内容については変更することがありますので、毎年の要項で確認してください。

① 目的

小・中学校、高等学校

県教育委員会から委嘱された巡回相談員が、小学校、中学校、高等学校を巡回し、主として通常の学級に在籍する発達障害のある（可能性がある場合も含む）児童生徒の指導内容・方法に関する指導・助言を行います。それにより、児童生徒に対する適切な指導と必要な支援を実施するとともに、校内の総合的な支援体制の整備を推進・充実することを目指しています。

特別支援学校

特別支援学校においては、巡回相談員が特別支援学校に訪問する、または、特別支援学校の教員が巡回相談員の所属先へ訪問することにより、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の指導内容・方法に関する指導・助言を行います。それにより、専門的な指導を充実することを目指しています。

② 対象

主として通常の学級に在籍する発達障害のある（可能性がある場合も含む）児童生徒（診断の有無は関係ありません）及び特別支援学校に在籍する幼児児童生徒

③ 内容

- ア 相談員 県教育委員会が委嘱する巡回相談員
- ・巡回専門指導員（教員 0B）
 - ・専門家（大学教員、医師、理学療法士、言語聴覚士、視能訓練士等）
- イ 巡回先 公立・私立の小学校、中学校、高等学校
公立特別支援学校
- ウ 訪問回数 1校につき原則年間1回
- エ 形態 授業参観や、巡回相談員と管理職及び担当者・関係者との懇談等

④ 留意事項

○高松市は、高松市教育委員会が定める実施要項に基づいて実施しています。高松市以外の市町は、香川県教育委員会が定める実施要項に基づいて実施しています。

巡回相談に係る文書は、毎年4月に学校に送られます。

1年生やクラス替え等で環境が変わった児童生徒等の様子がまだはっきりとしない場合もありますが、相談が必要となる可能性も考えながら検討し、積極的に活用してください。

(2) 連携訪問

※内容については変更することがありますので、毎年の要項で確認してください。

① 目的

特別支援学校の教員が、学校及び園を訪問する等して、対象の幼児児童生徒に対する指導内容・方法について指導・助言を行うことにより、学校等が、幼児児童生徒に対する適切な指導と必要な支援を実施するとともに、校内の総合的な支援体制の整備を推進・充実することを目指しています。

② 対象

- ・小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒
- ・保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校の通常の学級、高等学校、特別支援学校に在籍する障害のある幼児児童生徒（発達障害は含まない）

③ 内容

ア 相談員 特別支援学校の教員

障害の種類	連携先
視覚障害	香川県立視覚支援学校
聴覚障害	香川県立聴覚支援学校
肢体不自由	香川県立高松支援学校 香川県立香川東部支援学校 香川県立香川西部支援学校
病弱・身体虚弱	香川県立善通寺支援学校
知的障害 自閉症・情緒障害	香川県立小豆島みんなの支援学校 香川県立香川東部支援学校 香川県立香川中部支援学校 香川県立香川丸亀支援学校 香川県立香川西部支援学校 香川大学教育学部附属特別支援学校

* 申込みの際、知的障害、自閉症・情緒障害については、地域での連携を考慮してください。

イ 訪問先 国公立・私立の保育所（園）、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

ウ 訪問回数 障害種別ごとに年間2回まで（2回目は、継続相談のみとする）

エ 形態

- ・連携訪問相談員による授業参観、管理職及び担当者・関係者との懇談等
- ・連携訪問を希望する学校による特別支援学校の訪問、授業参観等

④ 留意事項

○高松市は、高松市教育委員会が定める実施要項に基づいて実施しています。高松市以外の市町は、香川県教育委員会が定める実施要項に基づいて実施しています。

連携訪問に係る文書は、毎年4月に学校に送られます。

新しく特別支援学級担任になった場合や、新しく特別支援学級在籍になった児童生徒がいる場合等は、特に積極的に活用してください。

(3) 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める旨が、学校教育法第74条に明確に位置付けられています。

① 特別支援学校のセンター的機能とは

これまで特別支援学校が蓄積してきた障害のある幼児児童生徒の教育に関する知見を各地域で最大限に活用する観点から、特別支援学校は小・中学校等を含む関係機関や保護者に対し、障害のある幼児児童生徒の教育についての助言又は援助を行います。

香川県の県立9校の特別支援学校では、次のような名称をつけ、地域のセンター的役割を担っています。各特別支援学校の相談センターに直接連絡し、相談してください。詳細については、各県立特別支援学校のホームページをご覧ください。

特別支援学校	センター名
香川県立小豆島みんなの支援学校	学びと育ちの相談センター
香川県立香川東部支援学校	
香川県立香川中部支援学校	
香川県立香川丸亀支援学校	
香川県立香川西部支援学校	
香川県立視覚支援学校	見えにくさと学びの相談センター (視覚障害教育支援センター)
香川県立聴覚支援学校	きこえとことばの相談支援センター
香川県立高松支援学校	からだと学びの相談センター
香川県立善通寺支援学校	こころとからだの相談センター

② センターの機能の具体例

- 小・中学校等の教員への支援
 - ・ 障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導内容・方法について助言
- 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
 - ・ 就学前の幼児に対する指導及びその保護者からの相談
- 福祉、医療、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
 - ・ 関係機関の紹介、支援計画等の作成支援
- 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
 - ・ 小・中学校等の教員に対する研修の講師を務める。
- 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能
 - ・ 教材の紹介や情報提供

「就学前定期的相談・指導事業」

障害のある幼児やその保護者に対し、視覚支援学校、聴覚支援学校及び知的障害を対象とする県立特別支援学校6校において、年間5～10回程度の継続した相談・指導を定期的に実施しています。

香川県立視覚支援学校：のびのび・eye 教室

香川県立聴覚支援学校：さんさん交流

香川県立香川東部支援学校：わくわく教室

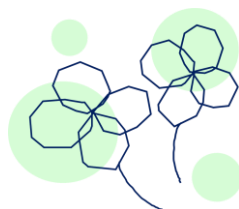
香川県立香川中部支援学校：にこにこ教室

香川県立香川丸亀支援学校：青の山げんき教室

香川県立香川西部支援学校：どろんこ教室

※香川大学教育学部附属特別支援学校の「やまもも教室」では、相談・指導を実施しています。

*詳細については、各特別支援学校のホームページでご確認ください。



(4) 各種支援制度

① 特別支援教育就学奨励費

障害のある児童生徒が特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。

特別支援学級に在籍する児童生徒に係る就学奨励費は、各市町が支給し、対象となる経費は、交通費、学校給食費、学用品購入費、修学旅行費等があります。保護者の負担能力の程度に応じ、全部又は一部について、特別支援教育就学奨励費を支給します。

* 学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める障害の程度に該当する通常の学級に在籍する児童生徒についても、補助対象となっています。

② 障害に関する手帳

ア 障害に関する手帳の種類

公的機関で、一定程度の障害があるという認定を受けると障害に関する手帳が発行されます。具体的には**身体障害者手帳**、**療育手帳**、**精神障害者保健福祉手帳**に分類されます。

手帳の種類	対象	等級等	更新	申請先
身体障害者手帳	疾病や事故等により、身体に永続する障害のある人	1 級～6 級	なし（再認定時期が記載されている場合は、それまでに再認定を受ける必要がある） ※障害の程度が変わる場合は、診断書等を添えて申請を行う	居住地の障害福祉担当課
療育手帳 ※香川県の場合の名称。地域によって呼び名が異なる場合がある。「愛の手帳」「みどりの手帳」等	障害福祉相談所で知的障害と判定された人（知的機能の障害が 18 歳までにあらわれ、特別の支援を必要とする状態にある人）	①（最重度） A（重度） ②（中度） B（軽度）	交付の際定められた再判定時期 ※18 歳未満は、概ね 2～3 年ごと	居住地の障害福祉担当課
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため日常生活や社会生活に困難のある人	1 級～3 級	2 年	居住地の障害福祉担当課

イ 障害に関する手帳取得のメリット

手帳取得の主なメリットとしては、以下の点が挙げられます。

- 税金の控除（所得税、住民税、自動車税等）
- 医療費の助成
- 各種サービスの割引（鉄道・バス・タクシー運賃、高速道路・有料道路料金、公共施設の入場料、NHKの受信料、携帯電話の料金等（詳しくは運営会社等にお問い合わせください））
- ハローワークの障害者求人への応募 → 企業就労のチャンスが広がる

参照

手帳の交付を受けた方が受けられるサービスの詳細について

香川県健康福祉部障害福祉課HP

トップ>相談・支援制度>福祉制度>障害福祉制度の利用案内

https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/sodan_shien/fukushi_seido/riyo_annai.html



③ 障害福祉サービスの活用

家庭での生活、地域での生活の質を高め、豊かにしていくために活用できるのが放課後等デイサービスや移動支援等の障害福祉サービスです。放課後に利用する、休日に利用する等、児童生徒等の生活スタイルに合わせての活用、もしくは、生活の幅を広げる、対人関係を広げるといった教育的ニーズに合わせての活用が考えられます。いずれにしても個別の教育支援計画やサポートファイル「かけはし」等を活用しての障害福祉サービス事業所との連携は、児童生徒の成長のためには不可欠です。（参考：30 文科 357 号「教育と福祉の一層に連携等の推進について（通知）」におけるトライアングルプロジェクト）

ア 障害福祉サービスを利用するためには

障害福祉サービスを利用するためには、居住市町等の指定特定相談支援事業者 서비스에等利用計画を作成してもらう必要があります。相談支援事業所では、本人や保護者のニーズに基づき、ケアマネジメントを行い、きめ細かな福祉サービスの利用計画を作成してもらえます。

※指定特定相談支援事業者については、居住市町の福祉担当課にお問い合わせください。

イ 主な障害福祉サービスの内容

※詳しい内容等については、居住市町の福祉担当課にお問い合わせください。

（ア）放課後等デイサービス

- ・学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童生徒が対象です。
- ・放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供

することにより、学校と連携・協働して障害児の自立を促進するとともに、創作的活動、作業活動、地域交流の機会や余暇の提供等、放課後等の居場所づくりを行います。

(イ) 短期入所（ショートステイ）

- ・ 自宅で介護を行っている方が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障害のある児童生徒等が障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所することで、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を受けることができます。介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

(ウ) 移動支援

- ・ 屋外での移動が困難な障害のある児童生徒等を対象に、地域での自立生活や社会参加を目的とする外出支援のサービスです。事業の具体的な内容は市町ごとに定められています。

(エ) 行動援護

- ・ 行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある児童生徒等が、行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。障害の特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行います。
- ・ 排せつおよび食事等の介護その他の行動する際に必要な援助や、初めての場所で不安定になり不適切な行動につながらないようにあらかじめ目的地での行動等を理解するための支援も含まれます。

(オ) 居宅介護（ホームヘルプ）

- ・ ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行います。利用者本人のために使われるサービスです。

a 身体介護

- ・ 入浴、排泄、食事、衣服着脱等の介助

b 家事援助

- ・ 調理、洗濯、掃除、生活必需品の買い物等

c 通院等介助

- ・ 病院への通院等、官公署での公的手続、障害福祉サービス等を受けるための相談に係る移動介助